処理業者向け 電子マニフェスト導入実務説明会



目次

- 1. マニフェスト制度(産業廃棄物管理票制度)
- 2. 電子マニフェスト制度
- 3. 電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較
- 4. 電子マニフェストシステムへのアクセス方法
- 5. 電子マニフェストの特徴とメリット
- 6. 電子マニフェスト導入までの流れ
- 7. 電子マニフェストに関する行政報告
- 8. 現場登録支援機能

参考1 電子マニフェストの利用実績 参考2 補足資料(運用方法等)



1

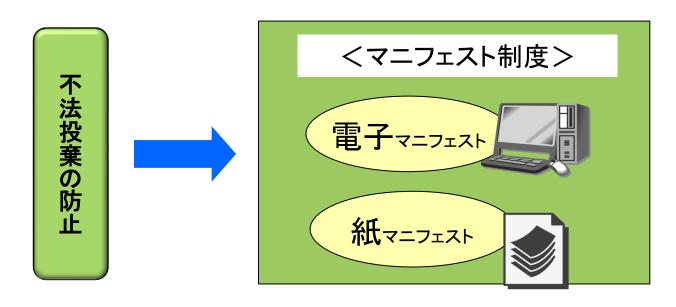
マニフェスト制度

(産業廃棄物管理票制度)



マニフェスト制度とは…(産業廃棄物管理票制度)

マニフェスト制度は、排出事業者が、収集運搬業者、処分業者に委託した産業廃棄物が、委託契約どおり適正に処理されたことを把握・管理することにより、不法投棄の防止など、適正な処理を確保することを目的とした制度です。



「電子マニフェスト」か「紙マニフェスト」のいずれかを選択して使用しなければなりません。

参考「マニフェスト」の意味

•manifest : 「積荷目録」、「明白する」、「証拠となる」

■manifesto : 「政権公約」、「声明書」

マニフェスト制度の変遷

マニフェスト制度は、平成10年12月よりすべての産業廃棄物に義務付けられています。同時に、電子マニフェストが新たに制度化されました。

年 月	経緯
平成2年4月	行政指導によりマニフェスト制度がスタート
平成5年4月	特別管理産業廃棄物にマニフェストの使用を義務化
平成10年12月	・<u>すべての産業廃棄物</u>にマニフェストの使用を義務化・<u>電子マニフェストの制度化</u>
平成13年 4 月	マニフェストによる <u>最終処分終了報告の確認</u> を義務付け
平成17年10月	マニフェストに関する罰則の強化 (50万円以下の罰金→6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金)
平成23年 4 月	紙マニフェストの保存義務の拡大 (排出事業者の控え(A票)にも5年間の保存義務)
平成30年 4 月	マニフェストの虚偽記載等に関する罰則強化(6ヶ月以下の懲役又は 50万円以下の罰金→1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
平成31年4月	情報処理センターへの登録・報告期限の3日以内について、 土日祝日及び年末年始を含めないこととした。
令和2年4月 5	特別管理産業廃棄物多量排出事業者(PCB廃棄物は含まない)に、 電子マニフェストの使用を義務化

マニフェスト(電子、紙)関連の罰則

違反	罰則
産業廃棄物管理票を交付せず、または規定する事項を記載せず若しくは虚偽の記載 をして交付(電子の場合は登録)した排出事業者	1年以下 の懲役又
排出事業者に運搬終了報告マニフェストを送付(電子の場合は報告)せず、または規定事項を記載せず若しくは虚偽の記載をしてマニフェストを送付(報告)した収集運搬業者	は100 万円以下 の罰金
処分受託者に管理票を回付しなかった収集運搬業者	02 51 77
マニフェストを排出事業者に送付(報告)せず、若しくは規定する事項を記載せず若しくは虚偽の記載をして送付(報告)した処分業者	
マニフェストを保存しなかった排出事業者、収集運搬業者、処分業者	
受託していないものについて、虚偽の記載をしてマニフェストを交付した(特別管理)産業 廃棄物収集運搬業者又は(特別管理)産業廃棄物処分業者	
マニフェストの交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の引渡しを受けた収集運搬業者または処分業者	
受託した産業廃棄物の運搬又は処分を終了していないにもかかわらず、虚偽の記載をしてマニフェストを送付(報告)した収集運搬業者又は処分業者	
情報処理センターに虚偽の登録をした電子情報処理組織使用事業者	
情報処理センターに報告せず、若しくは虚偽の報告をした運搬受託者・処分受託者	
マニフェスト制度違反に係る勧告に従わない者に対して行う勧告に係る措置の命令に従わない排出事業者、収集運搬業者、処分業者	

2

電子マニフェスト制度



電子マニフェストとは・・・

電子マニフェストは、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理 センターを介したネットワークで、マニフェスト情報を電子化してやりとりする仕組 みです。 排出事業者、収集運搬業者、処分業者の

3者の加入が必要

排出事業者
又は
中間処理業者
(2次マニフェスト)

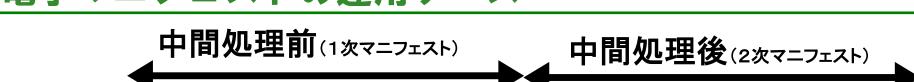
電子 情報 送 受 信
・廃棄物処理法第13条の2に基づき、公益

情報処理センター(JWNET)

- ●運搬・処分終了の通知
- ●報告期限切れ情報の通知
- ●マニフェスト情報の保存・管理 【利用時間:午前4時~翌日午前0時】

- ・廃棄物処理法第13条の2に基づき、公益・財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが環境大臣より全国で唯一の「情報し処理センター」として指定(平成10年7月)とされ、電子マニフェストの運営・管理を行っています。
- ・平成10年12月からシステム運用開始

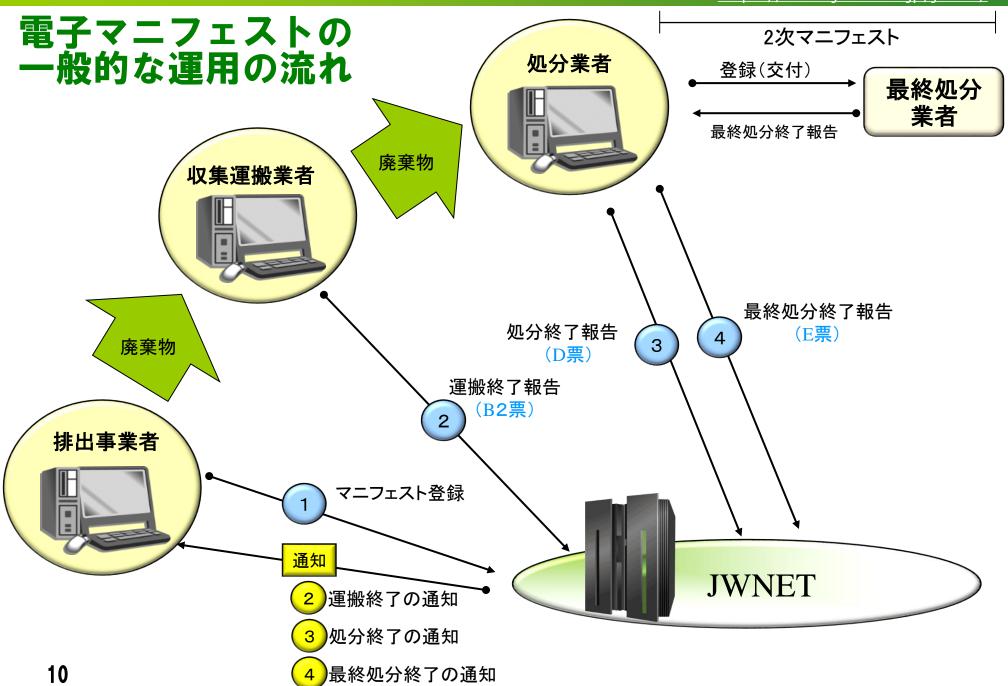
電子マニフェストの運用ケース



排出→収集運搬→中間処理(焼却)

排出→収集運搬→最終処分(埋立等)

運用	排出	収集運搬	収集運搬 中間処理		収集運搬	最終処分
ケース	事業者	業者	処分受託者	処分委託者	業者	業者
I	電子マ	゚ニフェス	H	電子マ	゚ニフェス	
п	電子マ	゚ニフェス	H	紙マニ	フェスト	
ш	紙マニ	フェスト		電子マ	゚ニフェス	
IV	電子マ	゚ニフェス	H		_	



3

電子マニフェストと 紙マニフェストの運用比較



(1)収集運搬業者における運用比較

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
運搬終了報告	運搬終了日から3日以内に、必要事項を入力し、 情報処理センターに報告 ※3日以内には以下の①~③は含まれません。 ①廃棄物の運搬が終了した日 ②土日及び祝日(国民の休日) ③年末・年始(12月29日~1月3日)	運搬終了日から <u>10日以内</u> に、必要事項を記載したマニフェストの写し(B2票)を、排出事業者に送付
マニフェストの 保存	マニフェストの <u>保存が不要</u> (情報処理センターは、マニフェスト情報を保存)	処分業者より送付された <u>C2票を5年間保存</u>

(2)処分業者における運用比較

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
処分終了報告	処分終了日から3日以内に、必要事項を入力し、情報処理センターに報告 ※3日以内には以下の①~③は含まれません。 ①廃棄物の処分が終了した日 ②土日及び祝日(国民の休日) ③年末・年始(12月29日~1月3日)	処分終了日から10日以内に、必要事項を記載したマニフェストの写し(D票)を、排出事業者に送付
マニフェストの 保存	マニフェストの <u>保存が不要</u> (情報処理センターは、マニフェスト情報を保存)	<u>C1票を5年間保存</u>

(3)排出事業者における運用比較

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
マニフェストの交	〇廃棄物を収集運搬業者または処分業者に引渡 した日から、3日以内※にマニフェスト情報を JWNETに登録	廃棄物を収集運搬業者または処分業者に <u>引渡しと同時に</u> 、マニフェストを交付
付・登録	※3日以内には以下の①~③は含まれません。①廃棄物を引渡した日②土日及び祝日(国民の休日)③年末・年始(12月29日~1月3日)以下、同様。	
処理終了確認	JWNETからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の <u>通知(電子メール等)や一覧表</u> により確認	○運搬終了報告:B2票とA票を 照合して確認 ○処分終了報告:D票とA票を 照合して確認 ○最終処分終了報告:E票とA票を 照合して確認
マニフェストの 保存	マニフェストの <u>保存が不要</u> (JWNETが保存、 <u>5年分は照会・ダウンロード可</u> <u>能</u>)	○交付したマニフェスト <u>A票を5年間保存</u> ○収集運搬業者及び処分業者より送付されてきた <u>B2</u> 票、D票、E票を5年間保存
産業廃棄物 管理票交付等状 況報告	都道府県・政令市に排出事業者からの <u>報告は不</u> 要 (JWNETが報告)	報告書を作成し、都道府県・政令市に排出事業者が 自ら報告書を提出

参 考 報告期限3日とは

3日ルール

月曜日に運搬(処分)が終了したときは、木曜日までに報告してください。

報告期間 ====================================							
月曜日	火曜日	水曜日	木曜日				
運搬(処分) 終了した日	1日目	2日目	3日目				

ケース1:金曜日に廃棄物の運搬(処分)が終了した場合 土日は3日間の期間に含まれないため、水曜日までに報告してください。

 報告期間

 金曜日
 土曜日
 日曜日
 月曜日
 火曜日
 水曜日

 運搬(処分)
終了した日
 1日目
 2日目
 3日目

ケース2:金曜日に廃棄物の運搬(処分)が終了した場合、火曜日 が祝日の場合

土日、祝日は3日間の期間に含まれないため、木曜日までに報告してください。

			報告期間			
金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日
運搬(処分) 終了した日			1日目	(祝日)	2日目	3日目

4

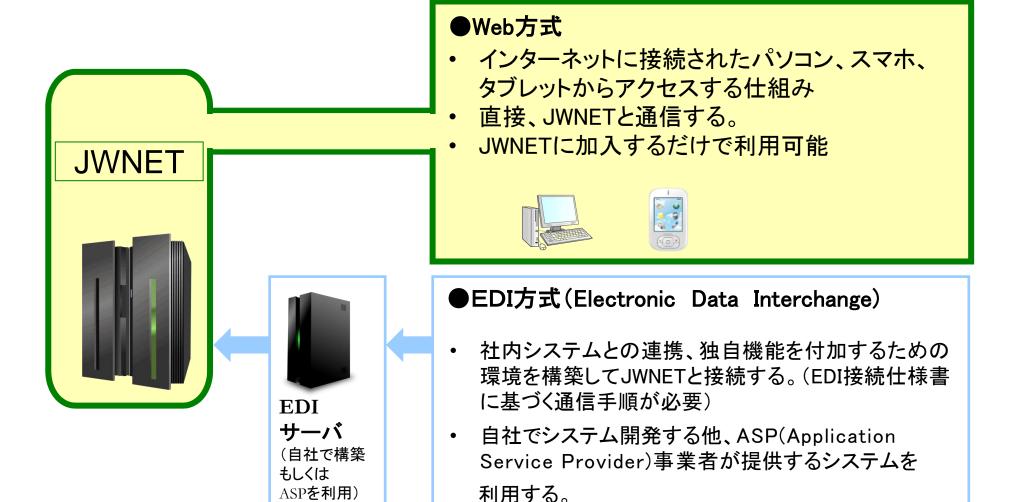
電子マニフェストシステムへのアクセス方法 (JWNET=電子マニフェストシステム)



電子マニフェストシステムへのアクセス方法

16

電子マニフェストシステム(JWNET)へのアクセス方法は、Web方式、EDI方式があります。



Web方式(JWNETホームページからアクセス)

電子マニフェスト(Web方式)の操作は、JWNETホームページからログインし、インターネット上で行います。



EDI方式とは

どのような場合に利用するか

電子マニフェストをより便利に使いたい、WEB版にない機能を使いたい場合に、自 社の運用に合わせて設計された画面から電子マニフェストを利用することができる。

自社構築とASP利用

JWNET

EDI連携

EDI連携



ASP

JWNET加入者

【自社でEDIサーバを構築】

- 自社の運用に合わせた機能・画面を構築可能。
- ・ 自社の基幹システムとの連携も可能。
- EDI連携のためのシステム構築が必要。
- ・ WEB版との併用も可能。

サービス提供会社契約

JWNET加入者

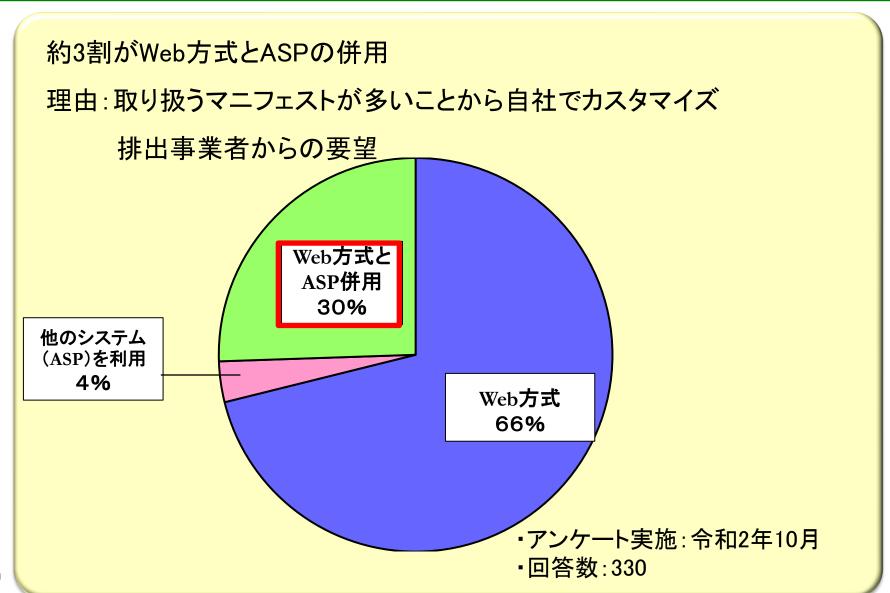
【第三者提供サービスを介して利用】

- 業界別に使いやすい機能・画面を 提供する会社(ASP)と契約するこ とで利用可能。
- ・ WEB版との併用も可能。

18

収集運搬業者におけるJWNET利用形態

(収集運搬業者を対象としたアンケート調査結果)



5

電子マニフェストの特徴とメリット



電子マニフェスト導入のメリット

電子マニフェストには、電子化の特性である「情報共有」と「情報 伝達の効率化」により、情報管理の合理化が進み、以下のメリット があります。

く導入のメリット>

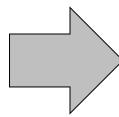
- (1)事務処理の効率化(事務負担の軽減)
- (2)法令遵守(コンプライアンス)

① 紙マニフェストへの記入、押印、仕分け、返送、ファイリング等の作業が不要

紙:記入•押印作業

電子:パソコンで簡単入力



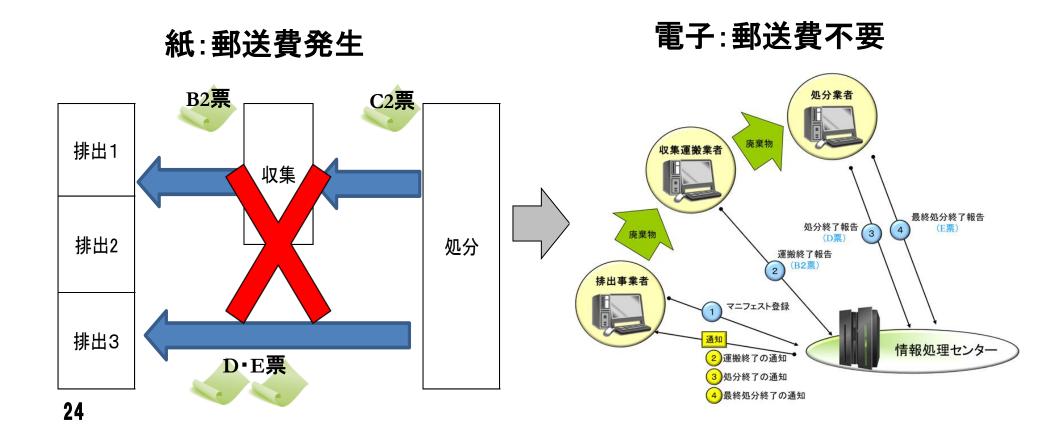




② 過去5年間のマニフェスト情報を容易に照会可能



③紙マニフェストの返送が不要=郵送費が不要



④ マニフェスト照会機能により、請求関係の集計等の作業時間短縮

マ	ニフェ	スト情	報の照	任会一覧	500件	•	=	表示		(合 i	计件数
照会絲	課一覧					_					
No.	一括選択	登録の状態	確認期限	▲マニフェスト番号▼	運搬	処分	最終	▲ 引渡し日 ▼	廃棄物の大分類名称	廃棄物の数量	
1		登録		12552565506	•	•	•	2021/04/13	廃プラスチック類	100.000 t	00
2		登録		12552565517	•	•	•	2021/04/13	汚泥 (泥状のもの)	22.000 t	00
3		登録		12552565539	•	•	•	2021/04/13	廃プラスチック類	100.000 k g	04
4		登録		12552565540	•	•	•	2021/04/13	廃プラスチック類	587.000 t	00
5		登録	間近	<u>12552565641</u>				2019/11/08	廃プラスチック類	100.000 k g	04
6		登録	間近	12552565797				2020/04/21	がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	100.000 k g	JW
7		登録		12552565922		•	•	2021/04/23	廃プラスチック類	1.000 k g	JW
8		登録	間近	12552565933		•		2021/04/22	応ゴーコイ・・・ 与野	1.000 k g	JW
9		登録		<u>12552565955</u>		•	•	_ h+	ゲーンロードレー エクトリー	11.000 k g	麹田
10		登録		<u>12552565966</u>		•	•		ダウンロードし、エクセル	11.000 k g	麹田
11		登録	間近	12552565988		•		ファイルで	で集計が可能。	20.000 k g	JW
12		登録		<u>12552567069</u>						12.000m 3	JW
13		登録		<u>12552567081</u>				2019/11/08	廃プラスチック類	100.000 k g	JW
14		登録		12552567092				2019/11/08	廃プラスチック類	100.000 k g	JW
〈戻	ठ)							受	渡確認票印刷 (一覧表印刷)(マニフェスト情報照会結果項目	(402項目) ▼	

ダウンロードしたマニフェスト情報

プロスト番号	引渡し日	排出事業者の加入者番号	排出事業者の名称	排出事業場の名称	廃棄物の種類(大分類名称)	廃棄物の数量	廃棄物の数量単位 (名称)
12552562873	2021/1/19	1101144	株式会社○○△△製作所	○○駅前ビル解体工事 廃プラ	廃プラスチック類	1	t
12552562996	2021/1/13	1101144	株式会社○○△△製作所	新井工業	汚泥 (泥状のもの)	12	t
12552563009	2019/11/8	1101144	株式会社○○△△製作所	JW〇〇架橋 がれき類	がれき類 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	100	k g
12552563223	2021/1/31	1101144	株式会社○○△△製作所	現場新井工場	廃プラスチック類	15	t
12552563234	2021/1/31	1101144	株式会社○○△△製作所	東京都埼玉県	燃え殻	9	t
12552563245	2021/1/31	1101144	株式会社○○△△製作所	現場新井工場	廃プラスチック類	2	t
12552563256	2021/1/31	1101144	株式会社○○△△製作所	現場新井工場	木くず	6	t
12552563267	2021/1/31	1101144	株式会社○○△△製作所	現場新井工場	紙くず	98	m 3
12552563278	2021/1/31	1101144	株式会社○○△△製作所	現場新井工場	廃酸	50	m 3
12552563289	2021/1/31	1101144	株式会社○○△△製作所	現場新井工場	廃プラスチック類	25	t
12552563290	2021/1/31	1101144	株式会社○○△△製作所	現場新井工場	木くず	66	t
12552563302	2021/1/31	1101144	株式会社○○△△製作所	現場新井工場	紙くず	22	m 3
12552563313	2021/1/31	1101144	株式会社○○△△製作所	現場新井工場	廃酸	654	m 3
12552563324	2021/1/31	1101144	株式会社○○△△製作所	現場茨城	廃プラスチック類	36	t
12552563335	2021/1/31	1101144	株式会社○○△△製作所	現場新井工場	廃プラスチック類	258	t
12552563346	2021/1/31	1101144	株式会社○○△△製作所	現場茨城	廃プラスチック類	100	t
12552563447	2021/1/31	1101144	株式会社○○△△製作所	現場新井工場	木くず	321	t
12552563470	2021/1/31	1101144	株式会社○○△△製作所	東京都埼玉県	燃え殻	765	t
12552563481	2021/1/31	1101144	株式会社○○△△製作所	東京都埼玉県	燃え殻	321	t
12552564437	2021/3/3	1101144	株式会社○○△△製作所	JW〇〇架橋999	汚泥 (泥状のもの)	12	t
12552564640	2019/11/8	1101144	株式会社○○△△製作所	JW〇〇架橋999	廃プラスチック類	100	k g
12552565506	2021/4/13	1101144	株式会社○○△△製作所	○○駅前ビル解体工事 廃プラ	廃プラスチック類	100	t
12552565517	2021/4/13	1101144	株式会社○○△△製作所	○○県立体育館改修工事	汚泥 (泥状のもの)	22	t

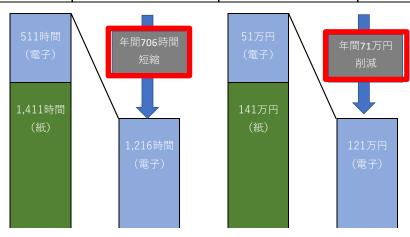
電子マニフェストと紙マニフェストの事務処理費用の比較(JW算定)

(1)電子マニフェストと紙マニフェストの事務作業時間及び費用

	①取り扱ったマニフェスト件数 ※1		③年間事務作業 時間(①×②)	④時給※3	⑤事務処理費用 (③×④)
電子マニフェスト	6, 125件	5分	511時間	1,000円	511,000円
紙マニフェスト	8, 462件	10分	1, 411時間	1,000円	1, 411, 000円
合計	14, 587件		1, 922時間		1, 922, 000円

(2)すべての業務が「電子マニフェストになった場合の事務作業時間及び費用

	①取り扱ったマニ フェスト件数 ※1	=	③年間事務作業 時間(①×②)	④時給※3	⑤事務処理費用 (③×④)
電子マニフェスト	14, 587件	5分	1, 216時間	1,000円	1, 216, 000円

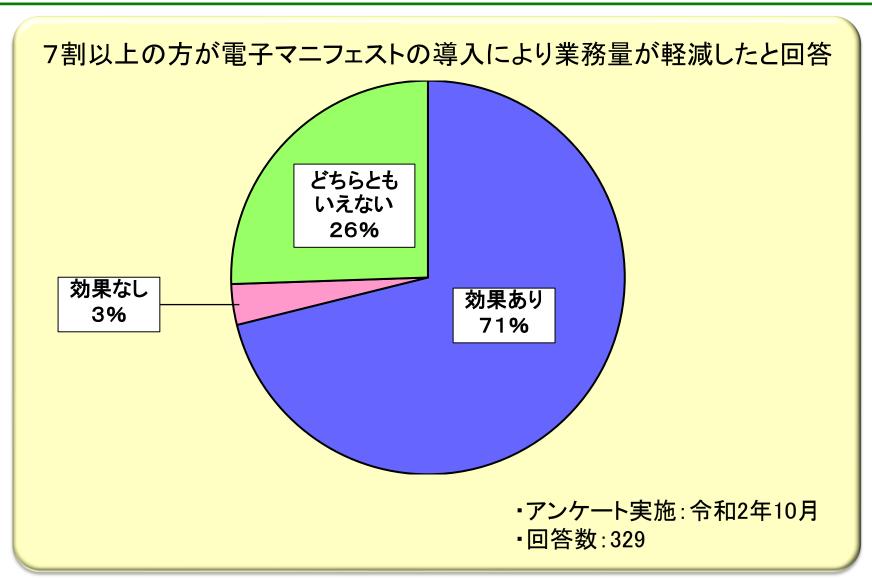


- ※1 収集運搬業者アンケート: 令和元年度に利用したマニフェスト件数の平均値(N=201)
- ※2 収集運搬業者アンケート: 令和元年度に費やしたマニフェスト作業時間の中央値(N=221)

電子マニフェストの情報検索、登録情報確認、受渡確認票等の確認、終了報告作業、マニフェスト情報の修正等の不備対応を含んだ時間 紙マニフェストへの記入、押印、送信・返信、仕分け、ファイリング、保管、台帳入力、マニフェスト情報の修正等の不備対応を含んだ時間

電子マニフェスト導入による事務負担軽減効果

(収集運搬業者を対象としたアンケート調査結果)

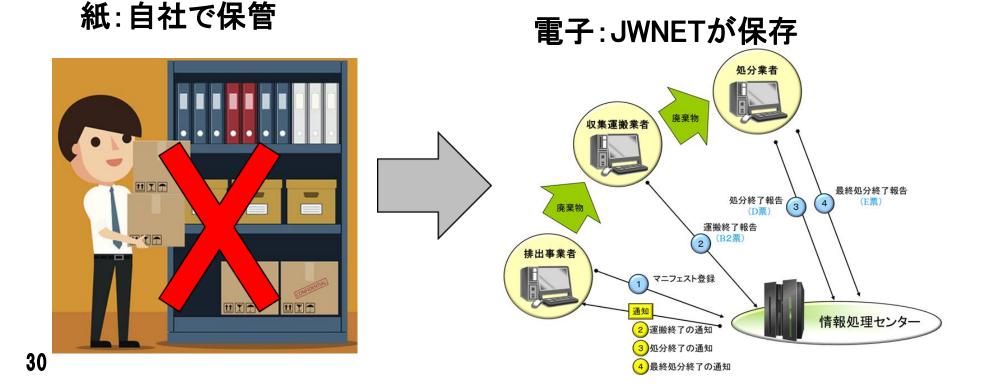


(2) 法令遵守(コンプライアンス)

- ① マニフェスト情報はJWNETが保存(=紛失の心配がない)
- ② 運搬(処分)に関する報告を照会機能や通知情報(電子メール)で確実に確認(=報告漏れを容易に確認できる)
- ③ 法定項目の入力漏れがない(入力漏れがあると登録・報告が完了できない)

(2)法令遵守(コンプライアンス)

① マニフェスト情報はJWNETが保存(=紛失の心配がない)



(2)法令遵守(コンプライアンス)

②運搬(処分)に関する報告を照会機能や通知情報(電子メール)で確実に確認(=報告漏れを容易に確認できる)

	マニフェスト情報の照会一覧										
照会結果一覧											
No.	一括選択	登録の状態	確認期限	▲マニフェスト番号▼	運搬	処分	最終	▲ 引渡し日 ▼	廃棄物の大分類名称	廃棄物の数量	
1		登録		12552565506	•	•	•	2021/04/13	廃プラスチック類	100.000 t	00
2		登録		12552565517	•	•	•	2021/04/13	汚泥 (泥状のもの)	22.000 t	00
3		登録		12552565539	•	•	•	2021/04/13	廃プラスチック類	100.000 k g	04
4		登録		12552565540	•	•	•	2021/04/13	廃プラスチック類	587.000 t	00
5		登録	間近	12552565641				2019/11/08	廃プラスチック類	100.000 k g	04
6		登録	間近	12552565797				2020/04/21	がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	100.000 k g	JW
7		登録		<u>12552565922</u>		•	•	2021/04/23	廃プラスチック類	1.000 k g	JW
8		登録	間近	12552565933		•		2021/04/23	廃プラスチック類	1.000 k g	JW
9		登録		<u>12552565955</u>		•	•	2021/04/27	廃プラスチック類	11.000 k g	麹田
10		登録		<u>12552565966</u>		•	•	2021/04/27	廃プラスチック類	11.000 k g	麹田
11		登録	間近	12552565988		•		2021/04/28	廃プラスチック類	20.000 k g	JW
12		登録		12552567069				2021/01/12	汚泥 (泥状のもの)	12.000m 3	JW
13		登録		<u>12552567081</u>				2019/11/08	廃プラスチック類	100.000 k g	JW
14		3		12552567092				2019/11/08	廃プラスチック類	100.000 k g	JW
受渡確認票印刷											

確認期限まで30日を切ると「間近」と表示。

6

電子マニフェスト 導入までの流れ



電子マニフェスト導入の流れと検討・確認事項

導入手順

STEP1	パソコン環境と取引先企業の加入確認
STEP2	加入の単位の検討
STEP3	利用する料金区分の選択
STEP4	運用方法の検討 1. 受渡確認伝票(書面)の活用 2. 連絡番号の活用 3. マニフェスト登録する日時 4. 数量確定者
STEP5	加入手続きと試行運用
STEP6	事前準備と確認事項

STEP1

パソコン環境と取引先企業の加入確認

1. 電子マニフェスト導入に必要なパソコンの利用推奨環境

パソコンOS	ブラウザ(下記、最新版)
Windows 10、11 (デスクトップモード)	Microsoft Edge Google Chrome Firefox ESR
Mac OS	Safari Firefox ESR Google Chrome

- ▶ 上記は当センターで動作確認済みの環境であり、動作を保証するものではありません。
- ➤ 2022年6月現在(最新の利用推奨環境はJWNETホームページで確認してください)

2. 取引先企業の加入確認(JWNETホームページの加入者検索機能を利用)

排出事業者、委託先の収集運搬業者及び処分業者が電子マニフェストを導 入しているか確認が必要

※優良認定処理業者は、電子マニフェストに加入しています。

(優良産廃処理業者認定制度は通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した 優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度です)

JWNETホームページの加入者検索機能



- ■情報の公開を承諾した加入者のみ検索可能
- ■委託先処理業者に確認するのが確実

区 分	公 開
収集運搬	17, 651
処 分	7, 856

(2022年5月2日現在)

JWNETホームページの加入者検索機能



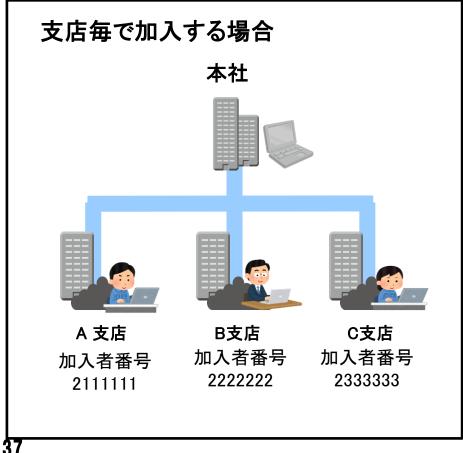
加入申込時に「公開」を推奨 振興財団 処理未 「産廃くん」に反映 振興財団 処理業者検索システム

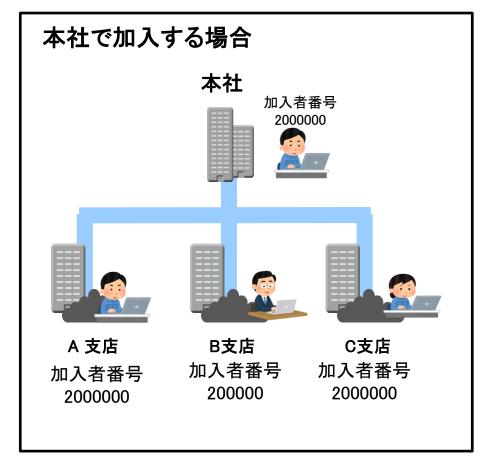
事務担当者情報	
所属部署名	(例)総務部
担当者名	姓 新井 名 博司 (例)振興 (例)次郎
	ter アライ (例)シ <mark>公開の可否を「公開する」</mark>
電話番号	(例)03-1234
FAX番号	(例)03-1234-59
メールアドレス	arai@jwng .jp ※メールアドレスは加入後、マイページから変更することができます。
加入情報の公開	
公開の可否	○ 公開する ○ 公開しない 情報処理センターホームページ等で利用者の名称、 所在地(都道府県、政令市名)、電話番号(収集運搬業者、処分業
ホームページアド レス	

STEP2

加入の単位の検討

収集運搬業者 加入の単位は、任意です。 支店や営業所単位で加入することもできますし、本社1社だけで加入すること もできます。





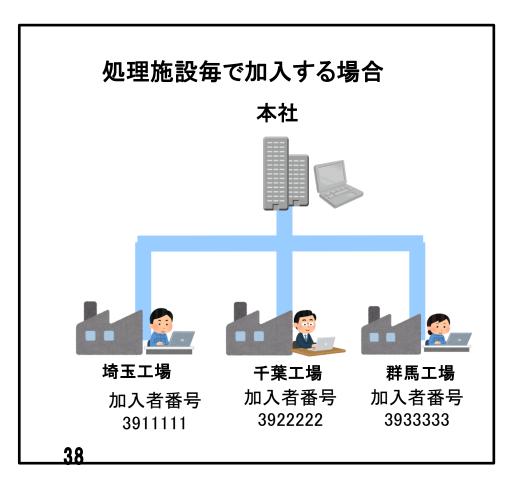
STEP2

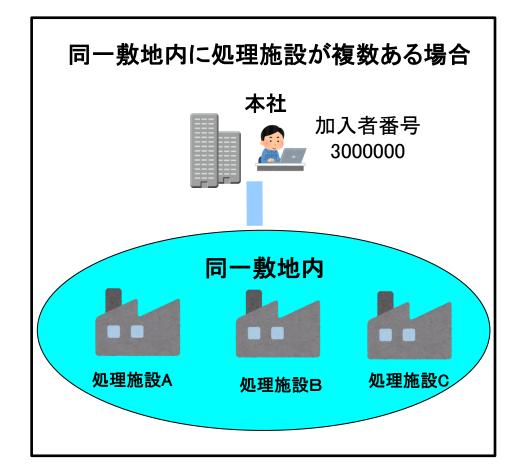
加入の単位の検討

● 処分業者

加入の単位は、処理施設単位となります。

同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合は1加入で対応できます。





サブ番号とは

加入者番号 3912345



本社







サブ番号とは

加入者番号末尾に2桁追加し、1アカウントで複数名が同時ログインできる仕組み

加入者番号 3912345



本社







サブ番号の活用(1加入で複数同時ログイン)

- JWNETは、同一の加入者番号で同時にログインできるユーザ数は1人のみです。
- 加入者サブ番号を作成することにより、同時に複数のユーザがロ グインできます。
- 1加入で最大99個の加入者サブ番号を作成できます。 (1加入で最大100ユーザまで同時ログインが可能)
- 加入者サブ番号の作成による、追加料金は発生しません。

STEP3

利用する料金区分の選択

1利用料金一収集運搬業者、処分業者

税込

		処分業者 ^{※1}								
料金区分	収集運搬 業者	①処分(お生機能のな)	②処分(報告機能+2次登録機能)							
		(報告機能のみ)	A料金	B料金						
基本料 ^{※2} (年額)	13,200円	13,200円	26,400円	13,200円						
使用料 (登録情報 1件につき)	_	_	11円	^(90件までは無料) 91件目から 22円						
メリットがある 年間登録件数	_	_	1,381件以上	1,380件以下						

※1 ① 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金

(2021年4月時点料金表)

- ② ①の機能と併せて、中間処理後の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト)する機能の料金 A料金、B料金を選択:年間1,381件以上2次マニフェストを登録する場合は、A料金の方を選択した方がメリットがあります。
- **42**※2 基本料の1年間の金額は、4月から翌年の3月末までの期間に適応されます。年度の途中で加入する場合、 初年度の基本料は月割りで請求いたします(利用を開始した月によって金額が異なります)。

STEP3

利用する料金区分の選択

②利用料金一排出事業者

税込

料金区分	A料金	B料金	団体加入料金 (C料金)※
基本料 (年額)	26,400円	1,980円	110円
使用料 (登録情報1件につき)	11円	^(90件までは無料) 91件目から 22 円	^(5件までは無料) 6件目から 22 円
メリットがある 年間登録件数	2,401件~	~2,400件	

参考 1

利用料金の支払いについて

1. 請求時期

【基本料】排出・収集・処分 共通

新規加入者	加入申込した月の翌月に基本料を請求します。
既加入者	当該年度の4月上旬に請求します。

【使用料】排出及び処分(2次登録A·B)のみ

A料金加入者	A料金の使用料は6月、9月、12月、3月の月末で精算し、当該月を含む過去3ヶ月分を、 その翌月上旬に請求します。
B料金加入者	B料金の使用料は、3月31日で精算し、登録(予約登録、取消を含む)件数90件(加入初年度は利用開始月によって件数が変わります。)を超えて使用した分を次年度の4月上旬に請求します。
C料金加入者	C料金は1年間分(4月~3月)を3月末で精算し、登録(予約登録、取消を含む)件数5件 を超えて使用した分を次年度の 4月上旬に請求します。利用代表者へ4月に請求します。

2. 支払時期

支払方法	支払時期	例
振込の方	請求の翌月の月末	4月請求⇒5月31日までにお振込み
引落の方	請求の翌月8日に自動引落し	4月請求⇒5月8日に自動引落し

<u>※請求書及び口座振替通知書はJWNET(マイページ)からダウンロードしてください。</u>

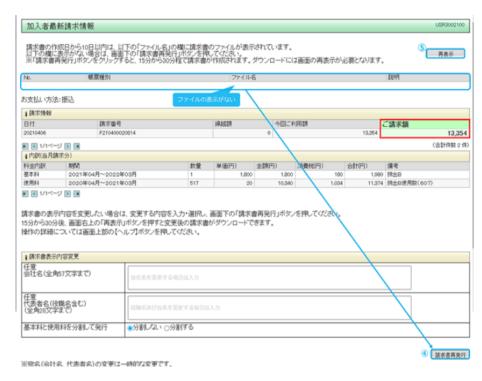
参考 2 請求書(口座振替通知書)印刷

請求書は、JWNETログイン後、マイページから請求内容の確認とダウンロードができます。

- ①JWNETポータル→マイページ→請求メニューをクリック
- ②【最新請求情報】をクリックします。
- ③請求書のPDFファイルが表示されている場合、ファイル名をクリックすると、請求書のダウンロード・ご確認ができます。
- ④請求書のPDFファイルが表示されていない場合、画面下部の【請求書再発行】をクリックしてください。 15~30分程度で画面上部にPDFファイルが表示され、請求書のダウンロード・ご確認ができます

ヘルブ ログアウト





JWNET ポータル

STEP4

運用方法の検討

電子マニフェスト運用を円滑に実施するため、排出事業者、収集 運搬業者、処分業者間で、以下の項目について検討・調整し、ルー ル化しておくことで円滑な運用が可能となります。

【取引先と検討すべき事項】

- (1) 受渡確認票(伝票)の活用
- (2) マニフェスト登録する日時
- (3) 数量確定者

(1)受渡確認票(伝票)の活用

電子マニフェストの運用においても、法令に基づき紙の伝票が活用されています。 以下の役割・用途で伝票(書面)が利用されています。

- ① 廃棄物の受渡し確認の記録としての役割
 - ・廃棄物の受渡しの控え、処分業者受入時の確認用書面
- ② マニフェスト登録・処理終了報告の入力用原票としての役割
 - ・パソコンに情報を入力する際の作業用伝票
- ③ 収集運搬業者が運搬時に携帯する書面としての役割
 - 運搬途中、警察等からの検問に対する荷物の証明
 - ・法令で定める産業廃棄物の運搬車に備え付ける書面(電子情報でも可)

受渡確認票とは・・・

- 受渡確認票は任意の伝票であり、法で規定する様式はありません。また保存義務等はありません。
- この受渡確認票は、上記③の用途から収集運搬業者が持参・準備するケースが多くなっています。
- 予約登録(後述)することにより、受渡確認票(伝票)は電子マニフェストシステムから印刷できます。

1廃棄物の受渡し確認の記録としての役割

排出事業場で廃棄物を引渡すとき、処分場へ搬入するときの確認用に使います。

排出事業場での確認





処分場搬入時の確認

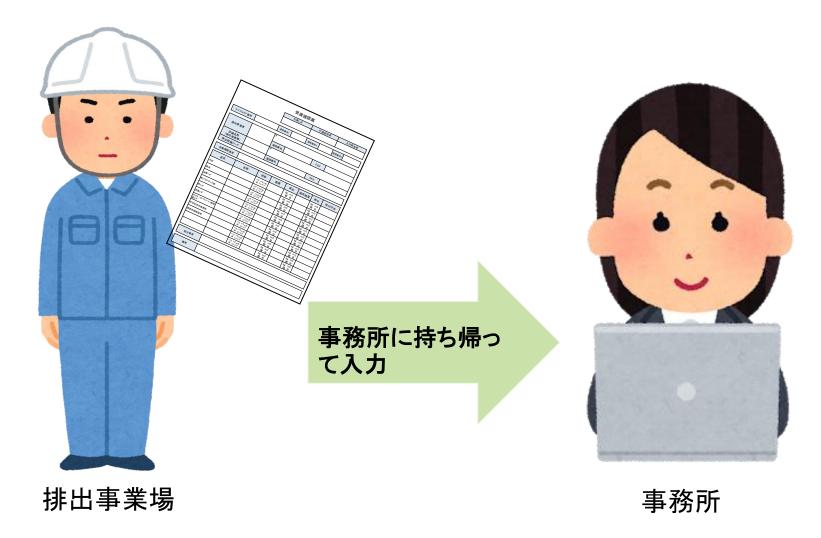






②マニフェスト登録・処理終了報告の入力用原票としての役割

現場で引き渡した廃棄物の内容を、事務所に戻って電子マニフェストに入力する際のメモとして活用します。



③運搬車両における書類の携帯義務ついて (電子マニフェストを利用している場合)

産業廃棄物の運搬車は、次のような書面の備え付け(携帯) が義務づけられています。

- ①許可証(写し)
- ②電子マニフェスト加入証(写し)
- ③次の事項を記載した書類(電子情報でも可)
 - 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
 - その運搬を委託した者の氏名又は名称
 - 運搬する産業廃棄物を積載した日
 - 積載した事業場の名称、連絡先
 - 運搬先の事業場の名称、連絡先
- ※環境省ホームページ(書面の携行について):



留意点

- ●処理業者が携帯する許可証の写しは必ずしも原本と同じ大きさでなくとも問題ありません。
- ③の書類の様式は問いません(上記事項を網羅することは必要)。
- ●上記③の事項が携帯端末などによって常に確認できる状態であれば、③の書面は不要です。



【独自の受渡確認票の例1】

受渡確認票 引渡し日 引渡担当者 入力担当者 マニフェスト番号 連絡番号1 連絡番号2 連絡番号3 排出事業者 電話番号 FAX 店舗名称 (排出事業場) 排出現場コード 電話番号 FAX 収集運搬業者 荷姿 確定数量 処分方法 汚泥 バラ ドラム缶 kg m3 個 台 バラ ドラム缶 kg m3 kg m3 金属くず 袋 コンテナ 個台 個 台 バラ ドラム缶 袋 コンテナ kg m3 kg m3 廃プラスチック類 バラ ドラム缶 kg m3 紙くず 袋 コンテナ 個 台 個 台 kg m3 バラ ドラム缶 kg m3 金属くず 個台 袋 コンテナ 個 台 ガラス・コンクリート・陶磁 バラ ドラム缶 袋 コンテナ kg m3 kg m3 個 台 個 台 バラ ドラム缶 kg m3 安定型混合廃棄物 個 台 個 台 バラ ドラム缶 袋 コンテナ kg m3 kg m3 廃電気機械器具 個 台 個 台 バラ ドラム缶 kg m3 kg m3 袋 コンテナ 個 台 個 台 バラ ドラム缶 袋 コンテナ kg m3 個 台 kg m3 個台 処分業者 備考

【独自の受渡確認票の例2(3連)】

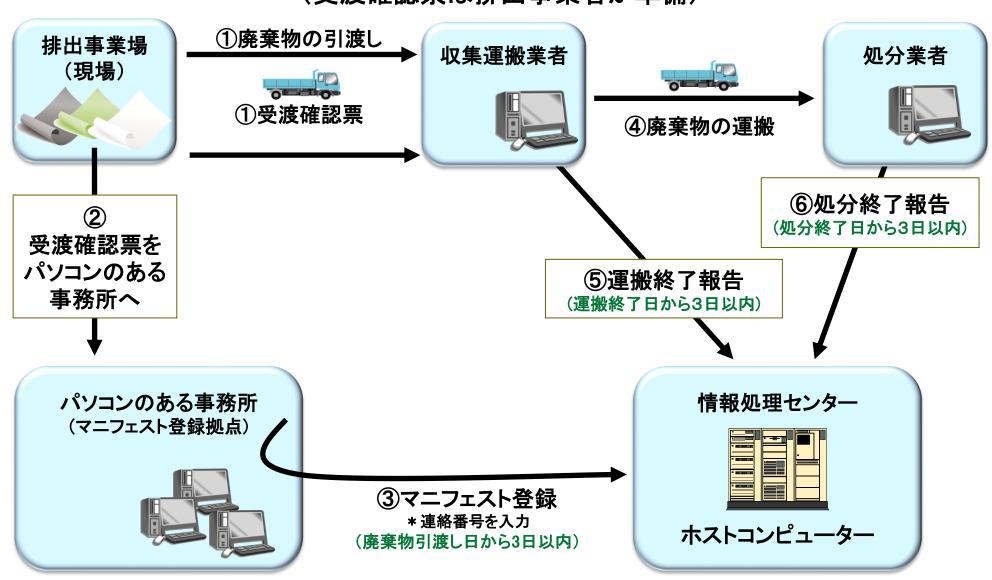
	電子マニ	ニフェスト(JWNET)	受渡硝	認票((排出事業	(者)	_ [電子マ	ニフェ	スト(JWNI	ET)	受渡確	認票 (1	仅集運搬:	業者)		I		電子マ	ニフェスト((JWNE)	「) 受渡	確認票	(処分業	者)			
連絡番号	Œ	2			3		1	連絡番号	Œ			2			3)			İ	連絡番号	Œ)		(2)			3				
引渡し日		4 A B	引渡し 担当者	:			11	引渡し日		#	я	В	引渡し 担当者					İ	引渡し日		年 月	В	引渡 担当	L 首	ı				
排出事業者	氏名又は名称			•			li	排出事業者	氏名又は	名称			•					İ	排出事業者	氏名又は名称			•						
mutat	電話番号		-		-		1	Driad driad is	電話番	19			-		-			į	жштжн	電話番号			-		-				
排出事業場	名称				3-F		Н	排出事業均	名称						⊐-F			ł	排出事業場	名称					3-F				
	電話番号		-		<u> </u>] [電話番				-		<u> </u>			İ		電話番号			-		-				
	氏名又は名称						Н		氏名又は	名称								İ		氏名又は名称									
収集運搬業者	車両番号		運搬担当	者			11	収集運搬業者	車両番	1号			運搬担当	者				Ì	収集運搬 業者	車両番号			運搬担	当者					
	電話番号		-		-		H		電話番	19			-		-			İ		電話番号			-		-				
	名称	•					li		名称									İ		名称	•								
処分事業場	電話番号	T	_		_		11	処分事業均	電話番	9			_		_			-	処分事業場	電話番号	I		_		_				
	No	品目/名称	m	ě	数量	単位	11		No		1日/名称		荷	ý	数量		単位	İ		No	品目/名称			等	数量		t位		
			バラ	ドラム缶		t mi	łİ						バラ	ドラム缶		t	mi g	į					バラ	ドラム缶		t kg	mi g		
			98	コンテナ		kg 2 個 位	ł!		ľ				92	コンテナ		kg Øl	ti ti	į		1			58	コンテナ		伽			
			バラ	ドラム缶		t mi] [パラ ドラ	パラ ドラム缶			m	İ					バラ	ドラム缶		t	m
	2		98	コンテナ		NE 2	11		2				9 8	コンテナ		kg Ø	g de	ł		2			98	コンテナ		伽	2 #		
庄業廃棄物			バラ	ドラム缶		t mi] [企業 医脊头	庄業廃棄物	Ħ				バラ	ドラム缶		t	m	İ	庄菜廃棄物				バラ	ドラム缶		ŧ	m	
E. M. OR M. V.	3			コンテナ		kg 2 個 dp	ł!	Z.M.M.M.	3					コンテナ		kg Ø	g de	į	A. W. O. W. 10	3				コンテナ		伽	£		
	\vdash		バラ	ドラム缶		t mi	11		H					ドラム缶		1	mi mi	ł		1			バラ	ドラム缶		18 t	mi		
	4			コンテナ		kg 2	11		4					コンテナ		kg	ž.	-		4				コンテナ		kg	£		
						48 de t mi	łŀ	_	\vdash							dil t	de mi	İ								dii t	m'		
	5		バラ	ドラム缶		kg 2	11		5					ドラム缶		kg	ı	İ		5			バラ	ドラム缶		kg .	£		
			9 8	コンテナ		個 会] [98	コンテナ		m	÷	ļ		1			袋	コンテナ		ds	÷		
連絡事項 (処分方法 等)								連絡事項(処分方法等)											連絡事項 (処分方法 等)										

【JWNETで出力できる受渡確認票】

電子マニフェス	ストシ	⁄ステム(JWNET)	受渡確	認票				_	JWI	NET		1 2 5 5 2 4 0 6 2 3 0
マニフェスト番	号	12552	406230	登録のサ 連絡番号1	態	予約登録	連絡番号2	313	食し日	2020/08/11	引渡し担当 連絡番号3	者	
技出事業者	氏名)	又は名称	株式会社受入	環境排出19	加入省番号	1103163	排出事業場	I	上場 上場 地 〒		D建和银与3		
産業廃棄物	<u>(</u> 大 放	種類	0600000 廃フ 称 廃プラスチ	ブラスチック類						100,000 kg -/\f2		確定数量 数量の確	页者
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)												
最終処分場所 (予定)	所名	在 地(名	称 [電話番	号])									
	氏名)		株式会社受入	環境収運219			運搬先の事業場	ļ					
区間1		医番号	03-9999-9999	加入者番号	2022130 許可香	₱ 152501	運搬方法		自信可	車面番号(排出)		
	備考								運搬量 有価物拾集量			般担当者 般終了日	
	氏名)		株式会社受入	環境処分報告登	發 3119		処分事業場	名利テスト					
	電影	(番号	03-9999-9999	加入者番号	3016679 許可養	B 153502	報告区分			処分終了日			廃棄物受領日
	编考										処分担当4 受入量	1	
最終処分の場所 (実績)	所在	地 (名)	称 [電 話 番	号])							最終処分終"	78	
備考1 備考2 備考3 備考4 備券5	/]											

予約登録を活用する場合、事前に予約登録を行い、廃棄物引渡し時に、予め受渡確認票を出力し準備します。

マニフェスト登録の運用例 (受渡確認票は排出事業者が準備)



(2)マニフェスト登録・処理報告する日時

- ①排出事業者がマニフェスト登録しないと、収集運搬業者、処分業者はそれぞ れ運搬終了報告、処分終了報告ができません。
- ②収集運搬業者、処分業者は、いつマニフェスト登録されるか分からないと、そ の都度、照会画面やメールでマニフェスト登録されているか確認しなけれ ばなりません。
- ③「いつ(例えば、廃棄物を引渡した翌日の午前中など)」マニフェスト登録する かをルール化することにより、収集運搬業者、処分業者は、運搬終了、処 分終了の報告を円滑に行うことができます。

· マニフェスト登録忘れにご注意!

※ 排出事業者がマニフェスト登録したことを知らせるメールを 処理業者側で受信することもできます。



(3)数量確定者

廃棄物数量は、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者がそれぞれ入力できる項目があります。

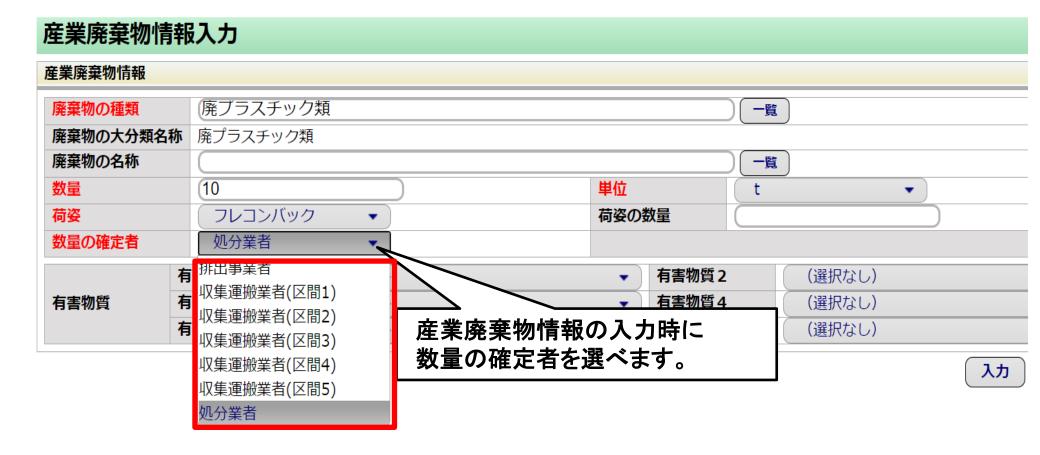
①排出事業者:数量(必須)

②収集運搬業者:運搬量(任意)(1区間~5区間)

③処分業者:受入量(任意)

排出事業者が3者の中から選択した数量確定者の入力した廃棄物数量が、確定値となり都道府県等に報告される数量となります。

(3)数量確定者



【例】数量確定

数量確定者 : 排出事業者 例 1

例2 数量確定者 : 処分業者

数量確定者

排出事業者(マニフェスト登録)

数 量: 100kg (必須項目)

収集運搬業者 (運搬終了報告)

運搬量: 100kg

(処分終了報告) 処分業者

受入量: 150kg

数量確定者

収集運搬業者 (運搬終了報告)

排出事業者(マニフェスト登録)

数 量: 100kg(必須項目)

運搬量: 100kg

処分業者 (処分終了報告)

受入量: 150kg

確定数量: 100kg

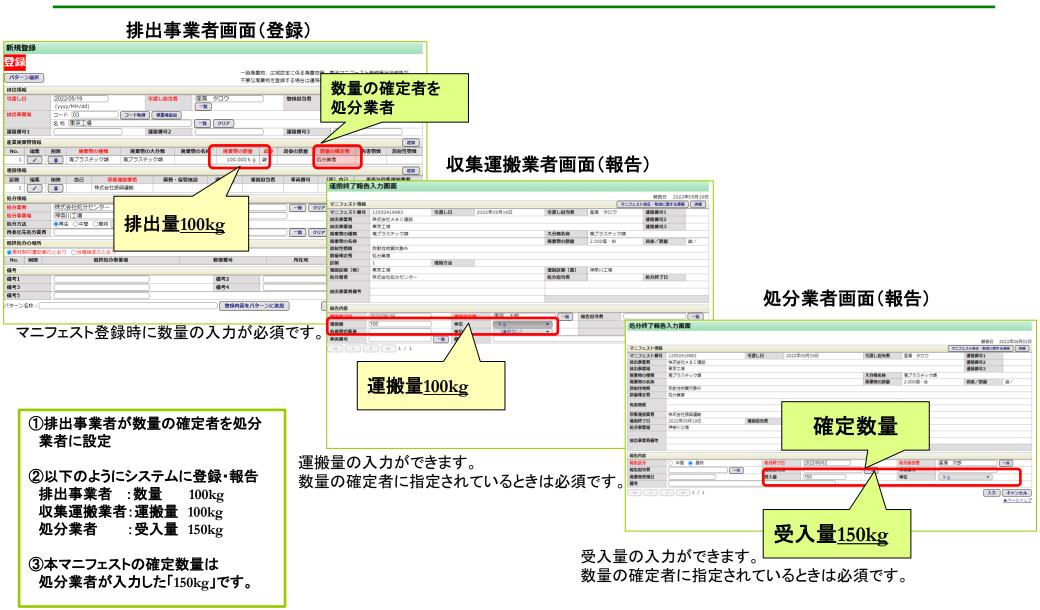
(排出事業者が入力した数量)

150kg 確定数量:

(処分業者が入力した数量)

- ※数量確定者になっている運搬業者、処分業者があえて「運搬量」、「受入量」を入れずに報告 をした場合、排出事業者の「数量」が確定数量となります。
- ※確定数量の単位が ㎡、リットル、個・台等の場合、自動的に重量換算係数を乗じてトンに換算されたう えで、行政報告されます。

【例】数量確定(入力画面)

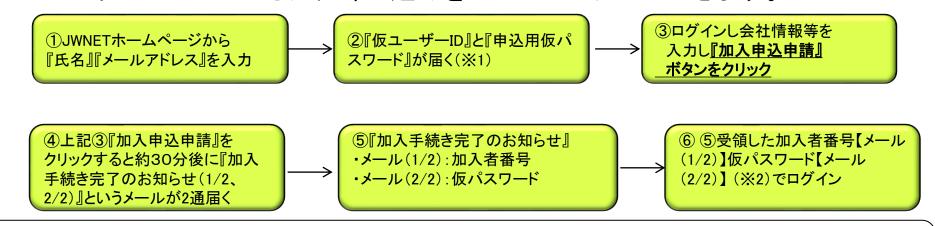


STEP5

加入手続きと試行運用

(1)加入手続き

JWNETホームページから加入申し込みをしていただくことができます。



- ※1『仮ユーザーID』『申込用仮パスワード』は『加入申込申請』ボタン押下後は使用しません。
- ※2 仮パスワードは任意のパスワードに書換えを行います。

申込手続き完了した当日から利用できるようになります。

(2)試行運用

一度にすべての紙マニフェストを電子化するよりも、一部分(一部の支店、工場、処理業者など)から試行運用し、運用方法を確認してから順次全社に広げていくとスムーズに導入できます。

STEP6

事前準備と確認事項(排出・収集・処分)

加入後、実際にマニフェストの登録・報告をする前に、登録・報告時に必要な情報(排出事業場や担当者等)を設定する必要があります。取引先へ問合せが必要なものもありますので、事前に準備をしておくことをお勧めします。

区分	基本設定項目 (必須項目 <mark>◎</mark>)	設定内容と準備					
	収集運搬業者設定◎	委託先の収集運搬業者の「 <u>加入者番号</u> 」と「 <u>公開確認番号</u> *」が必要です。事前に収集運搬業者に問合せてください。					
排出事業者	処分業者設定◎	委託先の処分業者の「 <u>加入者番号」と「公開確認番号</u> *」が必要です。事前に処分業者に問合せてください。					
	排出事業場設定◎	排出事業場の名称や所在地・電話番号等を設定します。					
	担当者設定◎	引渡し担当者の氏名を設定します。					
	廃棄物の種類設定◎	委託する廃棄物の種類を一覧画面から選択します。					
収集運搬業者	担当者設定◎	運搬担当者の氏名を設定します。					
以未足jjjj(未行	車両番号設定	運搬車の車両番号を報告する場合は設定します。					
	担当者設定◎	処分担当者の氏名を設定します。					
処分業者	最終処分事業場設定 (処分報告の報告区分を「最終」で報告する場合は不要です。)	最終処分事業場の事業場名称や所在地・電話番号等を設定します。					

[※]収集運搬業者と処分業者にはJWNETに加入すると、加入者番号の他に「公開確認番号」が付与されます。排出事業者が加入者番号と 公開確認番号を設定画面に入力することで、情報処理センターから業者情報を取得できます。

7 電子マニフェストに関する 行政報告



公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 電子マニフェストセンター

電子マニフェスト情報を活用した処理実績報告

電子マニフェスト情報を活用して下記の処理実績報告書を作成 (報告書は処理業者から自治体に報告)

報告書	利用対象者
産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)運搬実績報告書	収集運搬業者
産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処分実績報告書	処分業者

- ○紙マニフェストと併用している場合は、紙マニフェストのデータと合算して報告してください
- 〇上記の処理実績報告書は各自治体の条例等に基づき処理業者に報告を求める自治体と求めない自治 体があります。
- 〇報告様式も自治体によって異なる場合があるため、JWNETからは直接報告することはできません。
- 〇運搬実績報告、処分実績報告については、電子マニフェストの登録日を集計期間の基礎としているため、 実際の運搬、処分実績と差異が出る場合があります(予約登録情報は対象外です)。
- 〇本システムを活用する場合は、必ず各自治体に確認してください。

収集運搬・処分実績報告スケジュール

期間	内容
毎年4月1日 ~4月25日	報告対象のマニフェストの修正・取消ができます (確定情報を除く)。 これ以降に行った修正・取消は収集運搬・処分実績には反映 されません。
毎年5月7日 ~6月8日	重量換算係数の設定ができます(任意)。 マニフェスト情報の廃棄物の確定数量を「容量」や「個・台」で 入力している場合は、あらかじめ設定された重量換算係数を 用いて自動的に重量(t)に換算されますが、加入者で独自の 換算係数を設定することもできます。
6月末	管轄する自治体に収集運搬業者、処分業者は自治体の報告 様式に基づいて報告をします(JWNETからは報告しません)。
毎年5月7日 ~翌3月31日	収集運搬実績、処分実績はダウンロードすることができます。

マニフェスト情報の確認と確定情報

■電子マニフェスト情報は次の条件をすべて満たす場合、「確定情報」として管理され、修正・取消等の操作を行うことができません。

確定情報になる条件

- ・マニフェスト情報登録日より180日以上経過している。
- •運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告のすべてが終了している。
- ・修正・取消の要請状態ではない。
- 最終更新日より10日以上経過している。
- ●廃棄物の量や単位(kgと t の間違い)など、マニフェストの内容の確認を定期的(月に1回)にしてください。

修正・取消の留意点

- マニフェストデータ自体の取消ができるのは排出事業者。
- ・収集運搬(処分)業者が修正・取消できるのは運搬(処分)終了報告のみ。
- ・収集運搬(処分)業者が修正・取消した場合は、排出事業者の承認が必要。

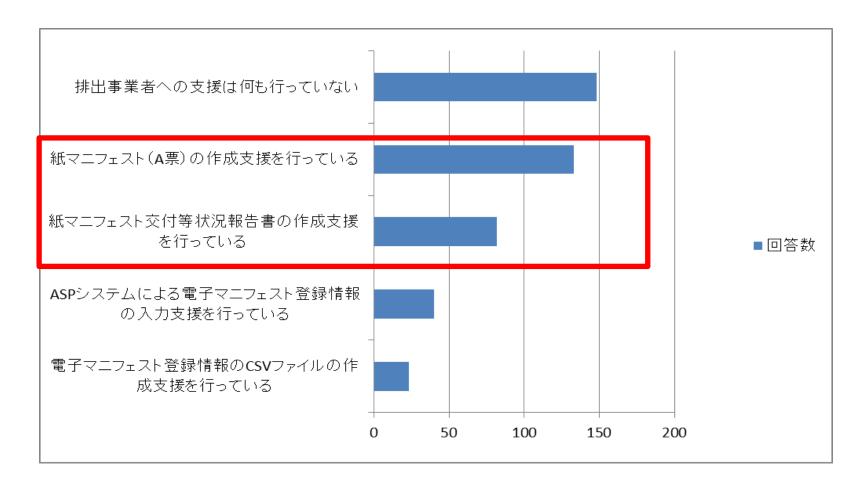
8 現場登録支援機能



公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 電子マニフェストセンター

収集運搬業者による排出事業者への支援状況 (既に加入している収集運搬業者からのアンケート結果)

- ① 紙マニフェスト(A票)の作成支援を行っている。
- ② 交付等状況報告書の作成支援を行っている。



電子マニフェストを導入することで…

- ① 紙マニフェスト(A票)の作成支援を行っている。
- →「現場登録支援機能」を活用することで同様な運用が可能

- ②交付等状況報告書の作成支援を行っている。
- →電子マニフェスト登録分はJWNETが都道府県・ 政令市に報告するため、排出事業者は報告が不要
 - =処理業者による作成支援が不要となる

現場登録支援機能の概要

現場登録支援機能とは収集運搬業者の支援を得て、排出事業者が電子マニフェストを現場(排出事業場)で登録することを可能にした機能

< STEP 1 > 収集運搬業者が事務所 で収集予定のマニフェス ト情報を<mark>仮登録</mark>

< STEP 2 >

排出現場で運搬業者が廃棄物の数量をスマホで入力

< STEP 3 >

排出事業者が運搬業者のスマホでマニフェスト内容を確認し、暗証番号を使って登録!





現場登録支援機能を利用するメリット

- ① 現場でマニフェストを登録できるので、運搬終了報告をするために排 出事業者の登録を待つ必要がない。
- ② マニフェストの内容は廃棄物のプロである収集運搬業者が支援して作るため、排出事業者に修正依頼をする手間が軽減される。
- ③ 排出現場での簡単な操作でマニフェストを登録できるため、排出事業者が電子マニフェストへ移行しやすくなる。
- ※本機能の利用に際しては別途の追加料金は発生しません。

収集運搬業者へ求められるスキル

① 電子マニフェストシステムの操作を熟知し、ドライバーが排出現場でスマホ・タブレットを利用できる。

② 引渡される廃棄物情報をマニフェストのルート情報(排出事業場、廃棄物の種類、処分場等)と併せて管理できる。

③ 排出事業者と十分にコミュニケーションが取れる。



本機能の運用が向くケース

マニフェストの内容がパターン化されている場合

定期的に同じ排出事業場を巡回し、同じ種類の廃棄物を運搬するなど、排出事業場や廃棄物の種類が固定されている場合

※次のケースは本機能の運用には向かないため注意してください。

- ◆ 排出事業場が常に変動する建設現場等での運用は手間が多くなる。
- ◆ 一回限りのスポット契約ばかりだと、その度に基本設定をし、消去するなどの手間が多くなる。

排出事業者責任(令和元年6月18日 環境省 事務連絡)

なお、紙マニフェスト、電子マニフェストを問わず、マニフェストは、排 出事業者が自らの責任で交付/登録するべきものであることから、 新機能も排出事業者責任の下、処理業者が入力(仮登録)した内容 を排出事業者が確認した上で本登録する仕組みとしており、排出事 業者が登録内容に責任を負うことに変わりはありません。

団体加入の活用

利用料金一排出事業者

税込

料金区分	A料金	B料金	団体加入料金 (C料金)※
基本料 (年額)	26,400円	1,980円	110円
使用料 (登録情報1件につき)	11円	^(90件までは無料) 91件目から 22 円	^(5件までは無料) 6件目から 22円
メリットがある 年間登録件数	2,401件~	~2,400件	

団体加入案内: https://www.jwnet.or.jp/jwnet/youshiki/procedure/group.html

団体加入とは

(1) 団体加入料金(C料金)とは

以下の「団体加入の条件」を満たすことにより、団体加入者1者の年額基本料が110円と使用料(5件まで無料)で利用できる、マニフェスト登録件数が少ない排出事業者向けの加入体系です。

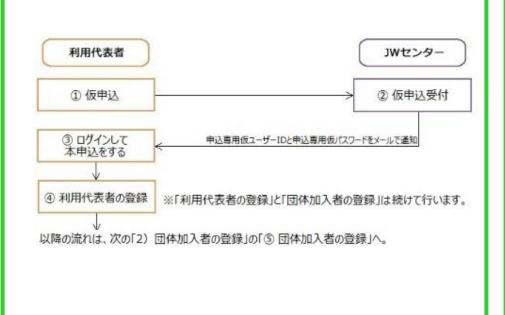
(2) 団体加入の条件

団体加入を行うには、次の①及び②を満たす必要がある。

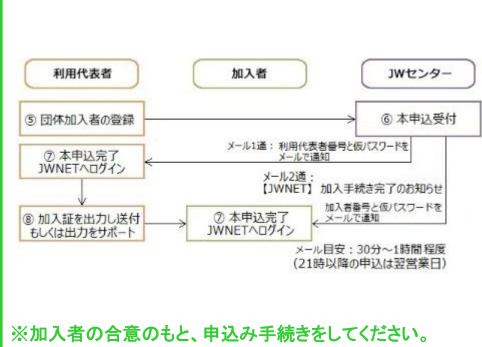
- ① 加入者(排出事業者)が20者以上ある。
- ② 次の業務を行う「利用代表者」を指定する。
 - 1)団体加入者の加入、解約等の手続きの支援等
 - 2) 団体加入者の利用料金等の支払い
- 3)JWセンターからの運営上の通知等の団体加入者への伝達 ※収集運搬業者(または処分業者等)が利用代表者となり顧客 (排出事業者)を20者以上集めて団体加入手続きをすることができる。

団体加入の加入手続き

1. 利用代表者の登録







- 1. 利用代表者としての登録が必要です。その際、排出事業者20者(以上)を同時 に申込みます。
- 2. 上記1の作業が完了した後、いつでも排出事業者を追加できます。
 - ▶ 加入証・加入のお知らせ(仮パスワード等)は利用代表者及び団体加入者がシステムより出力することができます。
- 75 ▶ 申込み等の詳細はホームページをご覧ください。

参考1

電子マニフェストの利用実績



公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 電子マニフェストセンター

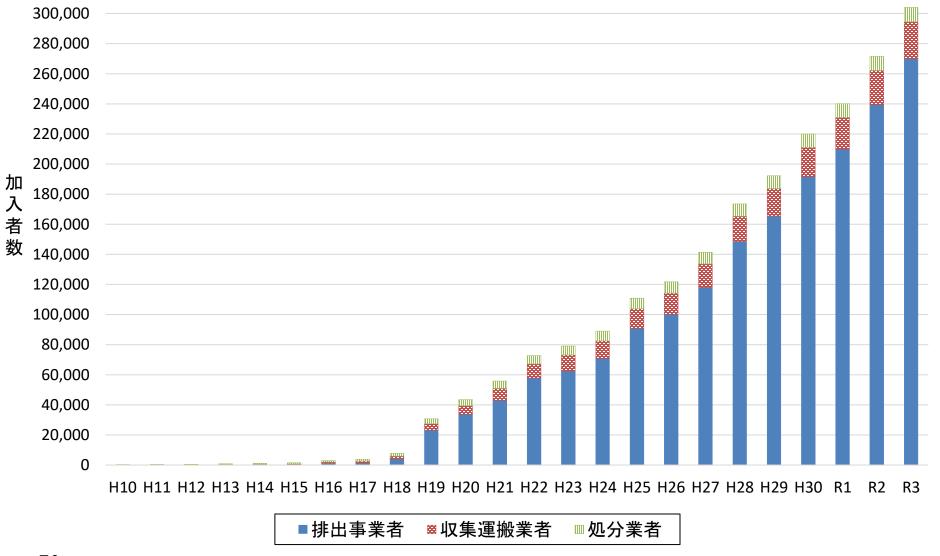
(1)電子マニフェスト加入・登録状況・電子化率

区分		加入者数の内訳							
	│ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │		排出事業者			収集運搬業		マニフェスト	電子化率
年度	合計	合計	A料金	B料金	C料金	者	処分業者	年間登録件数※	电」10十
平成10年度	502	143	_	_	_	178	181	8,041	0.0%
平成11年度	627	170	_	-	_	240	217	77,181	0.2%
平成12年度	759	189	_	_	_	300	270	97,470	0.2%
平成13年度	1,086	222	_	_	_	462	402	146,502	0.3%
平成14年度	1,519	328	_	_	_	619	572	408,037	0.8%
平成15年度	2,001	487	_	_	_	785	729	812,140	1.6%
平成16年度	2,978	1,019	616	403		1,009	950	1,137,785	2.3%
平成17年度	3,834	1,291	698	593		1,327	1,216	1,621,975	3.2%
平成18年度	7,784	4,083	947	3,136	_	1,921	1,780	2,388,069	4.8%
平成19年度	30,705	23,164	1,625	7,513	14,026	4,300	3,241	4,076,448	8.2%
平成20年度	43,493	33,718	1,988	8,132	23,598	5,775	4,000	6,415,296	12.8%
平成21年度	55,797	43,009	2,447	11,567	28,995	7,891	4,897	8,390,114	16.8%
平成22年度	72,761	57,837	2,777	11,246	43,814	9,388	5,536	10,614,066	21.2%
平成23年度	79,155	62,443	2,909	11,724	47,810	10,673	6,039	12,882,074	25.8%
平成24年度	89,015	70,792	3,027	12,241	55,524	11,720	6,503	15,056,116	30.1%
平成25年度	110,860	90,857	3,161	13,487	74,209	13,005	6,998	17,460,912	34.9%
平成26年度	121,745	100,137	3,348	15,102	81,687	14,210	7,398	19,293,458	38.6%
平成27年度	141,441	118,069	3,519	16,953	97,597	15,543	7,829	21,247,609	42.5%
平成28年度	173,500	148,492	3,371	18,879	126,242	16,826	8,182	23,748,382	47.5%
平成29年度	192,254	165,399	3,443	21,499	140,457	18,309	8,546	26,646,875	53.3%
平成30年度	220,010	191,583	3,530	24,315	163,738		8,846		57.9%
令和元年度	240,099	209,923	3,615	28,399	177,909	21,063	9,113	31,304,330	62.6%
令和2年度	271,587	239,435	3,677	32,265	203,493	22,738	9,414	32,555,470	65.1%
令和3年度	304,128	270,091	3,709	35,986	230,396	24,384	9,653	35,845,687	71.7%

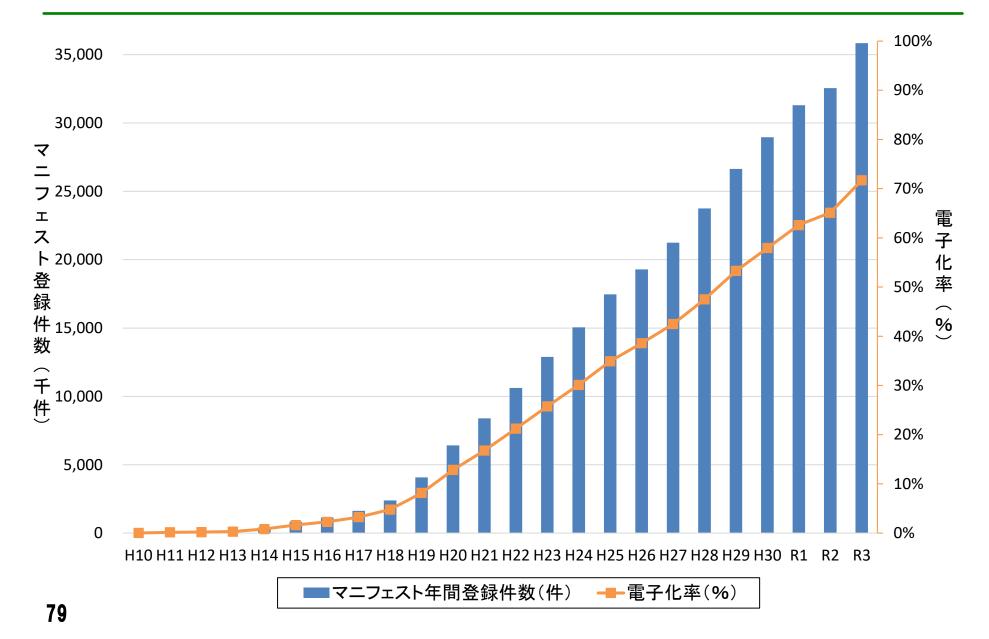
^{※1} マニフェスト年間登録件数は、マニフェスト登録(予約登録を含む)の件数。

^{※2} 電子化率は、電子マニフェスト登録件数及び紙マニフェストの交付枚数(推計)の合計値に占める電子マニフェスト登録件数の割合。 【電子化率の算出方法】

(2)年度別加入者数の推移

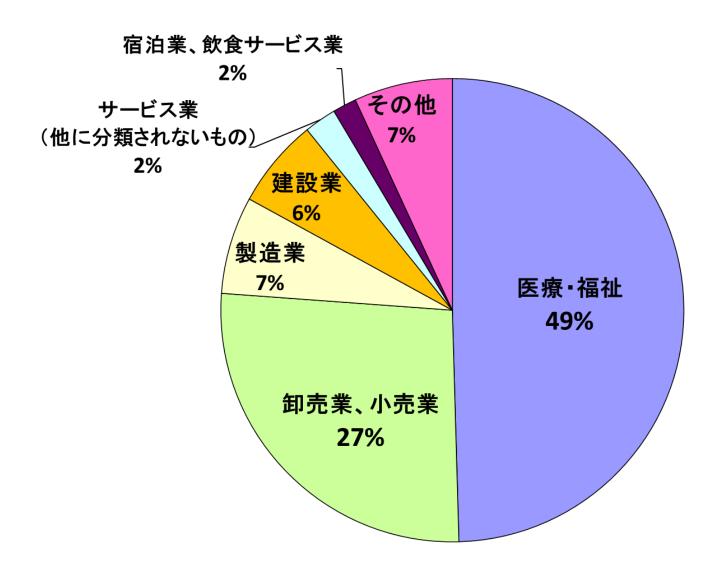


(3)年度別登録件数、電子化率の推移



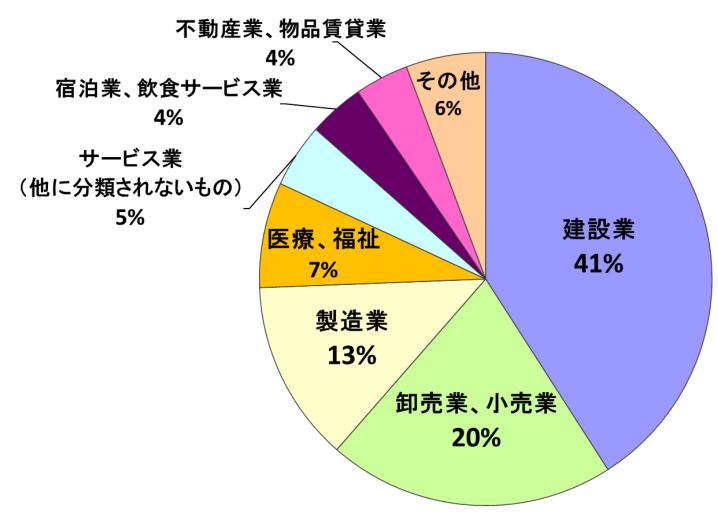
(4)排出事業者の業種別加入者数の構成比

(令和4年3月31日現在)



(5)排出事業者の業種別登録件数の構成比

(令和3年4月~令和4年3月までの登録件数)

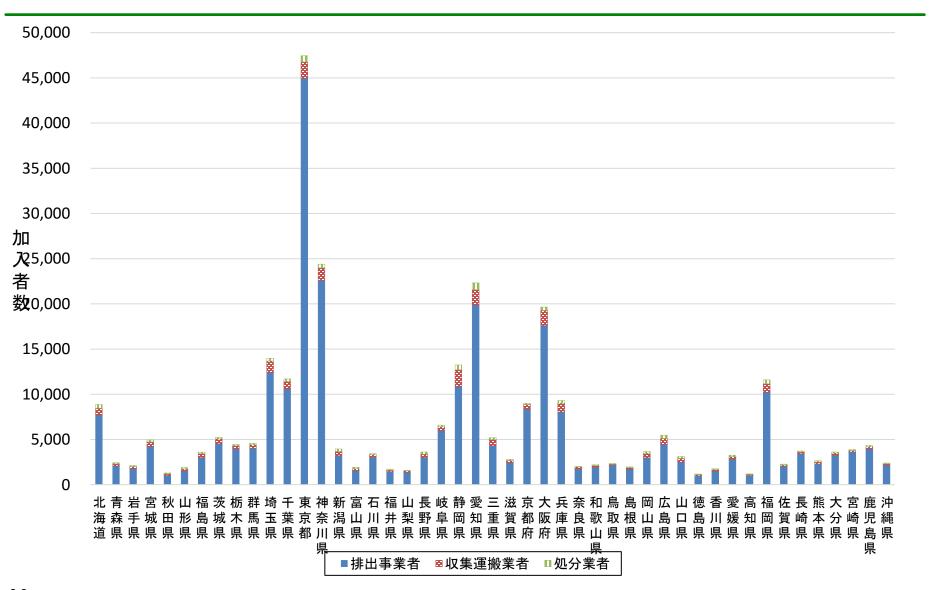


(6)都道府県別加入者数 (令和4年3月31日現在)

都道府県名	排出 事業者	収集運搬 業者	処分 業者	合計
北海道	7,680	793	392	8,865
青森県	2,085	219	136	2,440
岩手県	1,760	241	134	2,135
宮城県	4,212	515	217	4,944
秋田県	1,012	175	105	1,292
山形県	1,515	227	155	1,897
福島県	2,992	441	166	3,599
茨城県	4,521	550	164	5,235
栃木県	3,954	360	139	4,453
群馬県	4,036	382	167	4,585
埼玉県	12,406	1,276	305	13,987
千葉県	10,566	861	279	11,706
東京都	44,984	1,772	699	47,455
神奈川県	22,608	1,386	392	24,386
新潟県	3,211	477	271	3,959
富山県	1,547	238	150	1,935
石川県	3,023	299	126	3,448
福井県	1,439	180	102	1,721
山梨県	1,373	164	61	1,598
長野県	3,012	384	225	3,621
岐阜県	5,991	415	177	6,583
静岡県	10,879	1,838	531	13,248
愛知県	19,878	1,700	741	22,319
三重県	4,316	705	196	5,217

都道府県名	排出 事業者	収集運搬 業者	処分 業者	合計
滋賀県	2,422	262	126	2,810
京都府	8,357	510	133	9,000
大阪府	17,592	1,687	374	19,653
兵庫県	8,039	969	313	9,321
奈良県	1,725	242	65	2,032
和歌山県	1,911	207	79	2,197
鳥取県	2,175	105	58	2,338
島根県	1,732	147	88	1,967
岡山県	2,987	489	201	3,677
広島県	4,442	682	344	5,468
山口県	2,497	413	210	3,120
徳島県	972	143	68	1,183
香川県	1,485	176	107	1,768
愛媛県	2,814	298	153	3,265
高知県	1,021	115	54	1,190
福岡県	10,221	946	428	11,595
佐賀県	2,017	162	99	2,278
長崎県	3,422	188	113	3,723
熊本県	2,285	242	139	2,666
大分県	3,247	252	124	3,623
宮崎県	3,619	151	109	3,879
鹿児島県	3,960	235	152	4,347
沖縄県	2,149	165	86	2,400
合計	270,091	24,384	9,653	304,128

(7)都道府県別加入者数(令和4年3月31日現在)



参考2 補足資料(操作ビデオの紹介)



公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 電子マニフェストセンター

補足資料(操作ビデオ)

▶ 操作ビデオ

「電子マニフェストシステム(Web方式)」

「現場登録支援機能の操作」

> URL

https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/movie/index.

html

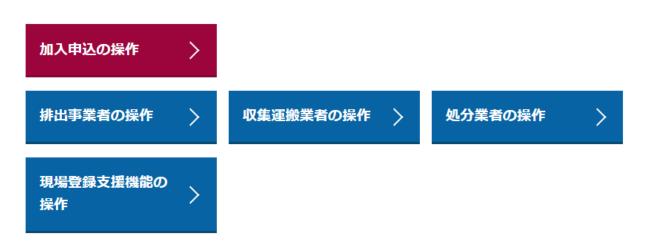
説明会・ システム 各種お手続き 電子マニフェストとは 電子マニフェストの運用 マニュアル 関連情報 ・料金

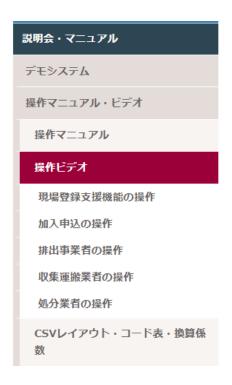
★ トップページ > 説明会・マニュアル > 操作マニュアル・操作ビデオ > 操作ビデオ

操作ビデオ

「操作ビデオ」は電子マニフェストシステム(Web方式)の操作方法を動画でご説明しています。

電子マニフェストを利用する場合にご活用ください。





電子マニフェストに関するお問合せ先

くサポートセンター>

電話:0800-800-9023 (フリーアクセス、通話料無料)

平日(月曜日から金曜日)9:00~12:00、13:00~16:30

祝日·年末年始(12/29~1/3)及びJWセンター休業日を除く

<ホームページ>

ホームページのお問合せフォームをご利用ください。

[https://www.jwnet.or.jp/contact/jwnet/index.html]